

十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【学習支援事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 市内に学習活動の拠点を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における『学習塾、教養・技能教授業』を営む方です。

（例：学習塾、音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ健康、囲碁、料理、ダンス、家庭教師など）

ただし、活動場所を提供するだけのものは対象外となります。

問2 添付書類を教えてください。

→ 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。

・学習支援事業を営むことを証する書類

例) 事業開始届の写し、ホームページやチラシ等で事業内容を周知している場合はその写し、教室・店舗名がわかる外観の写真 など、様式は問いません。

問3 複数の市町村で事業を行っています。対象となりますか。

→ 市内で学習活動の実績があれば対象となります。

問4 決まった店舗はなく、コミュニティセンター等を利用して教室を行っています。対象となりますか。

→ 店舗の有無は問わず、市内で学習活動を行っていれば対象となります。

問5 イベント等に講師（生花や料理など）として呼ばれ報酬をもらっています。対象となりますか。

→ 自らが設置・開設する事業者が対象となりますので、主たる収入が講師としての報酬等の場合は対象外となります。

問6 自営業をやりつつ、週に一度書道教室を開いています。対象となりますか。

→ 複数の事業を営んでいる場合は、売上高の最も大きい事業（主たる事業）が『学習塾、教養・技能教授業』である方が対象となります。

問7 指導するうえで資格等は持っていませんが、対象となりますか。

→ 経営者の資格の有無は問いません。